

令和5年度奈良県内部統制評価報告書審査意見書

「奈良県監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和6年9月5日

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	芝 池 多津子
同	浦 西 敦 史
同	永 田 恒

1 審査の対象

令和5年度奈良県内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、奈良県知事が作成した評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うその他の監査、検査、審査等によって得られた知見に基づき、奈良県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

評価報告書について、奈良県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「奈良県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

審査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

評価報告書では、運用上の重大な不備を1件認め、当該不備に係る事務について、内部統制は一部有効に運用されていないと判断されている。

令和5年6月に県内で発生した児童虐待による死亡事案について、業務レベルにおいて「市町村との連携不足による問題事案の発生」という内部統制の不備により、大きな経済的・社会的不利益が生じたと判断し、改善に向け取り組むとするものである。

これについては、令和6年3月に提出された「令和5年6月児童死亡事例検証報告書」の提言等に基づき、対応策が着実に進められているところである。

対応策については、現在検討中のものも含め、再発防止に向け確実な実施が求められる。

また、今回重大な不備が発生したことを踏まえ、特に「県と市町村の連携」の分類において、リスク項目の内容が、リスク回避につながる職員の具体的な行動基準となるよう見直しを検討するとともに、当該リスク項目について各所属での認識をあらためて徹底するなど、内部統制がより有効に機能するように実効性のある取組を引き続き推進されたい。